

町では放課後の子どもたちの居場所をつくるために、立科小学校の児童を対象に、児童館で「放課後子ども教室」を行っております。

この教室は、地域の方々のご協力によって運営されているものです。

現在、スタッフとして、子どもたちを見守っていただける方を募集しています。地域の子どものために何かしてあげたいと思っている方、また、子どもが好きで一緒に遊んでいただける方など、大歓迎です！

詳しくは、回覧板・行政チャンネル放送をご覧ください。

## ●活動時間

※平日の午後3時～午後5時（曜日は教室内容によって、異なります。）

## ●応募基準

※町内在住で18歳以上の方。特別な技能は必要ありません。

※シフトは年間で組ませていただきますので、都合の良い時にご協力ください。

### ★こんな方々のご連絡をお待ちしております★

- ◎子どもが好きな方
- ◎自分の趣味や特技を、子ども達と一緒にやりたい方
- ◎「子どもたちの見守りならできそう」と思われる方
- ◎ちょっと興味があると思われた方

…詳細は直接お会いしてお話させていただきます。  
一次募集は、3月20日(金)までです。児童館までご連絡ください。（4月以降も随時受け付けます。）

お問い合わせ先：立科町児童館

電話56-0248 有線8888

## 教育委員会

人権が尊重される社会

# 人権だより

人権センター(社会教育人権政策係)

## 子どもの人権について

1989（平成元）年11月、国連で「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が全会一致で採択されました。

この条約は、地球上のすべての18歳未満の子どもが社会的に保護され、基本的人権が尊重されるようにとの願いを込めて、約10年にわたる話し合いを経てつくられました。

現在、世界中で194の国・地域（2014（平成26）年11月現在）が条約を批准し、日本も1994（平成6）年に批准しています。

この条約では、子どもが一人の人間として尊重され、大人と同じように独立した人格と尊厳を持つ権利の主体としてみなしており、文化や法制度などの違いを越えた、すべての国・地域に受け入れられる普遍的な内容となっています。

“子どもの権利条約”は、大きくわけて次の4つの権利を守るように定めています。（財）日本ユニセフ協会）

### 1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

### 2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

### 3 守られる権利

あらゆる種類の虐待、搾取などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

### 4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

私たち大人は、子どもの権利についてきちんと理解し、それを子どもたちに伝えていくことが重要なのです。

そして、子どもたちを取り巻くさまざまな問題を見て見ぬふりをせず、地域全体で子どもたちを見守り、育てていくことが、人権を文化として醸成することにつながるのです。

### 【子どもたちのための相談窓口】

・子どもの人権110番（法務省） 0120-007-110（全国共通・無料ダイヤル）

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

・24時間いじめ相談ダイヤル（文部科学省） 0570-0-78310

参考：財人権教育啓発推進センター「子どもと人権」より